

事務連絡

平成29年1月27日

各都道府県、指定都市、中核市

子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

企業主導型保育と保育認定との関係について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による仕事・子育て両立支援事業の創設について（平成28年6月24日付事務連絡）」において、仕事・子育て両立支援事業の実施に関して各自治体において特に御留意いただきたい事項をお示ししたところでした。今般、仕事・子育て両立支援事業企業主導型保育と保育認定との関係について整理をいたしましたので、お示しいたします。

各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知・助言や関係各団体との連携による適切な対応をお願いします。

記

企業主導型保育事業においては、企業主導型保育事業に係る事業所内保育施設（以下「企業主導型保育施設」という。）の設置者が利用調整を行うこととしていることから、保護者は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条等に基づく保育認定（同法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定をいう。）を受けなくても当該施設の利用を可能とし、当該事業の実施企業等において保育が必要であることについて確認を行うこととしている。その際、保育の必要性の有無の確認に当たっては、保育認定を活用することも可能である。

この場合、認可保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）と企業主導型保育施設を保護者が併願する場合には、子ども・子育て支援法第20条第1項にいう「子どものための教育・保育給付を受けようとするとき」に該当することから、保育認定を行う必要がある。

また、企業主導型保育施設を保護者が単願する場合については、直ちに「子どものための教育・保育給付を受けようとする」ものには該当しないが、将来的に子どものための教育・保育給付を受ける可能性があることから、保護者の申請に基づき、保育認定を行うようご配慮いただきたい。

以上